

第 5311 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外居住親族の居住地

Q：国外に居住する子を扶養控除の対象にする場合、書類の提出が必要になるとのことですが、留学の場合もおなじですか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

海外に居住する親族を扶養控除の対象とする場合、平成28年以降、一定の書類を提出しなければならないこととなりましたが、お尋ねのように学術や技芸の習得のため国外に居住することとなった者の住所の判定については、次のようにその習得のために居住する期間その居住する地に「職業」を有するものとして、推定することとなっています。

【国内に住所を有する者と推定する場合】

- ①その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること
- ②その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足る事実があること

したがって、その留学が1年以上要するというのであれば、国内に住所を有する者と推定されますので、この適用の対象外ということになります。

